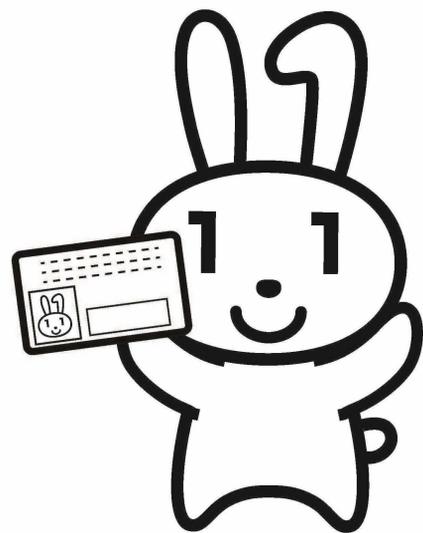


マイナンバーカード ガイドブック

- マイナンバーカードでできること
- 紛失した時の手続き
- 電子証明書の利用方法
- コンビニ交付の利用方法



マイナンバーカードについて

マイナンバーカードでできること

- マイナンバーカードは顔写真付きの本人確認書類としてご利用できるほか、行政手続き等の際のマイナンバー確認書類としてご利用できます。
- マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書を活用することで、本人確認が必要なオンライン申請や、コンビニ等での各種証明書の取得、健康保険証としての利用、高齢者・障がい者・妊産婦を対象としたタクシー運賃助成制度の登録※、運転免許証の搭載※などを行うことができます。

※タクシー運賃助成の詳細は市役所5階の交通政策課にお問い合わせください。
(新しくマイナンバーカードを作り直した場合は、再度交通政策課で手続きが必要です。)
※運転免許証の搭載の詳細は運転免許本部(03-6717-3137)にお問い合わせください。
- 市役所市民課では、マイナンバーカードを使って住民票の写し等の申請書を自動作成することができます。詳細は各2次元コードをご参照ください。

コンビニ交付サービス



保険証利用



タクシー運賃助成



免許証の搭載



申請書自動作成



マイナンバーカードの有効期限

- マイナンバーカードには有効期限があります。

発行した時点で

18歳以上の方 ➡ 発行日後10回目の誕生日まで

18歳未満の方 ➡ 発行日後5回目の誕生日まで

- 有効期限が近づくと、ご自宅に更新の通知が届きます。更新手続きの詳細は右の2次元コードをご参照ください。



氏名、住所等に変更があった場合

- 引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

マイナンバーカード紛失等の場合



マイナンバーカードを失くした場合には、直ちに以下の電話番号(紛失の場合は365日24時間対応)に連絡し、**機能の一時停止を行ってください。**

マイナンバーカード総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードコールセンター ☎0570-783-578

- 併せて**住民票のある市区町村の窓口**に紛失等の届出を行ってください。
- マイナンバーカードの一時停止後にカードが見つかった場合、**住民票のある市区町村の窓口**で一時停止の解除を行えます。
- 紛失等のためにマイナンバーカードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。なお、紛失等に伴う再交付には手数料がかかります。詳しくは、右の2次元コードをご参照ください。



マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

- 高温や物理的な力、強い磁気に注意してください。
- 券面が剥がれる恐れがありますので、薬品や液体に濡らさないでください。また、塩化ビニール製品(パスケース等)に直接触れさせないでください。
- 上記に注意していなかった場合、ICチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

関連リンク

マイナンバーカードに関する情報については以下のサイトをご参照ください。

- 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



電子証明書について

電子証明書と暗証番号

- 電子証明書とは、手続きを行う方が本人であることを電子的に証明するもので、マイナンバーカードには署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書を付与することができます。
- マイナンバーカードと電子証明書には以下の暗証番号を設定しています。
- 暗証番号は他人に知られないよう十分注意してください。

種類	暗証番号	使用用途
①署名用電子証明書	英数字混合 6桁～16桁	e-taxによる確定申告など インターネットで電子申告を行う際
②利用者証明用 電子証明書	数字4桁	コンビニ交付や保険証の利用、 マイナポータルへのログインなど オンラインサービスを利用する際
③住民基本台帳用	数字4桁	転入手続きやカードの住所・氏名 等の変更手続きの際
④券面事項入力補助用	数字4桁	氏名、住所、生年月日、性別をテキ ストデータとして利用する際

※①の暗証番号は15歳未満、成年被後見人の方は設定できません。

※②～④の暗証番号は同じ番号を設定することができます。

電子証明書の有効期限

- 電子証明書の有効期限は発行日後**5回目の誕生日**もしくは**マイナンバーカードの有効期限**のどちらか早い日までです。マイナポータルで確認することもできますが、カードの表面の有効期限欄は空欄になっていますので、必要に応じてご自身でご記入ください。
- 有効期限が近づくと、ご自宅に更新の通知が届きます。更新手続きの詳細は右の2次元コードをご参照ください。



氏名、住所等に変更があった場合

- 引越しや婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、**署名用電子証明書は自動的に失効します**。転入届や婚姻届等の提出に併せて、電子証明書の発行手続きを行ってください。

暗証番号のロックおよび再設定

- 署名用電子証明書の暗証番号は5回、その他の暗証番号は3回誤入力をする**と暗証番号がロックされてしまうため**、ご注意ください。ロックされてしまった場合は、住民票のある市区町村の窓口で**暗証番号の再設定の手続き**を行うことで解除できます。
- 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書のいずれかの暗証番号であれば、全国のコンビニ等でも再設定・ロック解除ができます。ご利用方法等は、右の2次元コードをご参照ください。

電子証明書の利用方法

- e-taxやマイナポータルへのログイン等の電子証明書を利用した手続きをご自宅で行う場合、スマートフォンもしくはパソコンおよびICカードリーダーが必要になります。
- スマートフォンの場合、マイナンバーカード(ICカード)の読取りに対応した機種が必要になります。
- パソコンの場合、「利用者クライアントソフト」のインストールおよび公的個人認証サービスに対応したICカードリーダーが必要で

※事前準備の詳細については公的個人認証サービスポータルサイトをご参照ください。

公的個人認証サービスポータルサイト

<http://www.jpki.go.jp>



コンビニ交付について

動画でも
操作方法を
ご案内中!!



- マイナンバーカードを使ってコンビニで各種証明書を発行出来ます。
- 利用するには利用者証明用電子証明書が必要です。
- 一部のコンビニではスマホ用電子証明書が利用できます。

詳細はこちら→



コンビニ交付操作方法(青梅市の住民票の写しを取得する場合の例)

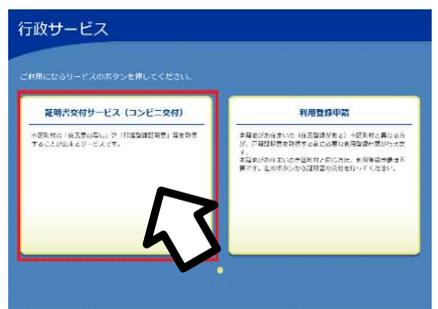
1 行政サービスを選択

各店舗に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)の画面に表示されている「行政サービス」を選択します。

2 行政メニュー選択



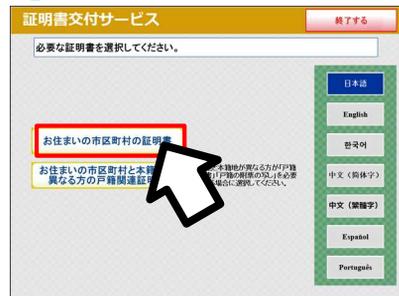
3 メニュー選択



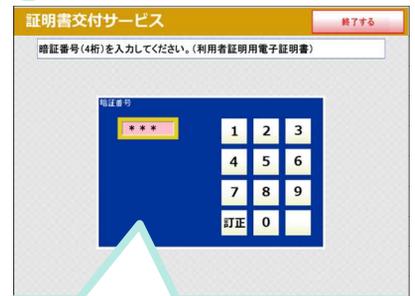
4 カード読み取り



5 証明書交付市区町村の選択



6 暗証番号の入力



暗証番号は3回間違えるとロックがかかりますので、ご注意ください。

7 カード取り外し



8 証明書の種別選択



9 交付種別選択



10 記載事項選択

11 部数選択

12 発行内容確認

訂正が必要な場合は、戻って訂正することができます。

13 料金支払い



14 証明書印刷



コンビニの方が
100円
お得！

取得できる証明書と手数料

取得できる証明書	手数料 (コンビニ)	手数料 (窓口)	利用時間
住民票の写し	200円	300円	6:30~23:00 (年末年始を除く)
印鑑登録証明書			
課税証明書 非課税証明書			
戸籍全部・個人事項証明書	350円	450円	
戸籍の附票の写し	200円	300円	

戸籍関係証明書の注意事項



- 住民登録地と本籍地が異なる場合は、事前に「利用登録申請」が必要です。カードや電子証明書を更新する度に「利用登録申請」は必要となります。
- 利用登録申請は左ページ③「メニュー選択」より行うことができます。
- 本籍地が青梅市外の方の証明書の取得については、本籍地のある市区町村へお問合せください。(対応していない市区町村もあります。)
- 詳細は右の2次元コードをご参照ください。



引越し手続きはオンラインで！

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルから転出届を
オンラインで提出できます！



★マイナポータルで
手続きすると...

転出届は窓口で
手続き不要！

転入・転居届は
来庁予約が可能！



マイナポータルへの
アクセスはこちら➡
(ご利用には別途マイナポータル
アプリのダウンロードが必要です)



デジタル庁

本サービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ

- マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間

平日： 9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分 ※年末年始を除く

引越しについてのお問い合わせ・詳細について

- 青梅市 市民部 市民課
0428-22-1111 内線2103



左の2次元コードより
青梅市のホームページを
ご確認ください